

英国における社会環境貢献価値から学ぶ、 日本への適用可能性について

INDEX

- はじめに
- 英国における政府の取り組み
- 英国における民間の取り組み
Social Valueの普及を助ける民間組織の登場
- Fujitsu Services Limited, UKでの取り組み
- おわりに

1. はじめに

近年、持続可能な開発目標（SDGs）の考えが広く認識され、経済発展だけでなく、社会や環境の問題にも積極的な取り組みが進められています。特に公共調達分野では、社会や環境への配慮を重視した調達が行われている国も見受けられます。その一例として、英国では「社会環境貢献価値」を評価項目として取り入れ、調達の決定に活用しています。

一方、日本の公共調達においても、社会貢献に関する評価を取り入れています。具体的な社会貢献価値の取り組みを直接評価する英国での方式とは異なります。日本では、技術点評価項目の中で、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等の取得状況等*1の形をとっています。取り組みというよりも認定の有無で審査されています。

本論文では、英国での公共調達における社会環境価値評価の状況を概観するとともに、これら調達の仕組みに対する民間側の対応状況としてFujitsu Services Limited, UK（富士通株式会社の英国拠点）の取り組み例を紹介します。その上で、日本において、英国のような公共調達に社会貢献価値の取り組みを直接評価する方式を導入する場合の意義、可能性について検討します。

2. 英国における政府の取り組み

Social Value Actの施行（2013）

社会的責任を公共調達に求める動きは英国よりもEUで先行していました。EUでの検討状況を受けて、英国政府は2013年1月にSocial Value Act（社会的価値法）を施行しました。Social Value Actでは、調達を行う者に対する意識として、「調達の前段階で、調達するものがどのようにその地域の社会的、環境的、経済的な福祉支援を向上させることができるのか、また、その向上をどのように確保できるのかを考え、必要に応じて協議を行うことが求められる」と定義しました。

これにより調達プロセス開始前に、経済だけでなく環境と社会の双方における利益が求められることとなりました。英国政府曰く「社会的価値は、個人、地域社会、環境に持続的な影響を与えることから、効果的かつ包括的に利益を最大化する大きな機会と責任をもたらします。そして、社会的価値を提供する機会を逸した場合は、納税者に対するコスト増につながる可能性がある」としています*2。

Social Value Act Reviewの実施（2015）

しかしながら、Social Value Actの普及は簡単ではなかったようです。当時、英国首相の顧問であったLord Young of Graffham氏はその障壁として、以下3つの障壁を指摘*3。2015年には「Social Value Act Review（社会的価値法再考）」が実施されることになりました。

- 1 調達方法の認知度の不足
- 2 社会価値法への適用方法への理解度不足
- 3 社会的価値の測定ができていない

*1 : ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等の例としては、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）等がある

*2 : GOV.UK- [Guide to using the Social Value Model](#) Edition 1.1 - 3 Dec 20 (publishing.service.gov.uk)

*3 : GOV.UK- [Social Value Act review](#) - February 2015 report Social Value Act Review (publishing.service.gov.uk)

ガイダンス、事例、政策文書等の整備 (2016, 2020)

Social Value Act Reviewにおいて指摘された障壁を解決するために、英国政府は2016年に社会価値法のガイダンスと事例を公開*4。さらに、2020年9月には公共調達における新たな社会的価値モデルに関する政策文書やガイド等を公表*5。これらの文書によって、契約の履行における社会的な利益を考慮し、調達において社会的価値が明示的に評価されるべきであり、入札における社会的価値の評価は定性的なものであるべきとされました。

The Social Value Modelの発表

続いて同年12月には、社会価値モデルの内容についてまとめた「The Social Value Model」と、手続きの詳細についてまとめた「Guide to using the Social Value Model」を発表しました。

これらの取り組みによって、社会的、環境的、経済的の視点で公共調達の意義を高めていくことは、最終的に納税者である国民生活における福祉の向上につながられることを導き出していったと考えます。

次に、現時点で最終版の指針をもとに、英国が考えるSocial Value Modelを整理します。

The Social Value Modelにおける5テーマと8つの政策成果

英国が2020年12月に公表した「Guide to using the Social Value Model」では、Social Valueに基づく入札について、次のように規定しています。

中央政府部局、行政機関、およびその他公的機関内における全レベルの民間実務者は、調達ライフサイクルの全段階で本モデルを実施する際に、本ガイドを使用することが必要

2013年にSocial Valueを導入して以来、いくつかの課題を残しながらも一定の成果が得られていると英国には確信があり、Social Valueは、個人、地域社会、環境に持続的な影響を与え、社会的価値を提供できなければ、納税者である国民に対して還元することができないと説明されています。

また、競争力のある多様な供給環境は、公共サービスの革新を実現するためにも重要であるとしています。納税者への還元として何が定義されているのかについて「The Social Value Model」では、5つのテーマと8つの政策成果が定義されています（表1）。世界的なパンデミックであるCOVID-19を含む5つのテーマのうち、3つは雇用に関連しており、経済の活性化に寄与すると解釈できます。

表1：「The Social Value Model」で示された5つのテーマと8つの政策成果（GOV.UK- Guide to using the Social Value Modelを参考に作成）

テーマ	成果
1 COVID-19リカバリ	COVID-19の影響を管理し、回復するための地域コミュニティの支援
2 経済的不平等への取り組み	新規事業、新規雇用、新規技能の創出 サプライチェーンのレジリエンスとキャパシティの向上
3 気候変動との闘い	環境の効果的な管理
4 機会均等	障害者雇用格差を縮小する 労働力の不平等への取り組み
5 ウェルビーイング	健康と福祉の向上 コミュニティの結束力の向上

また、評価の指標としてSocial Valueを必ず全体のスコアの10%に含めることをガイドは義務付けています。

例えば、価格に30%、品質に60%、社会的価値に10%を評価指標とすることで、調達元は社会価値の重要性を示すメッセージを発信するとされています。

ただし、英国政府からSocial Valueについての考え方を示したモデルが提示されたとはいえ、それだけでは十分な普及に至らなかったと思われます。実際に、Social Valueの考え方を取り入れることを支援する民間組織が登場しており、その存在は社会価値の普及に寄与したと考えられます。

*4 : Department for Digital, Culture, Media & Sport (英国デジタル・文化・メディア・スポーツ省) (2016) Social Value Implementation and Measurement Project case studies

*5 : Public Procurement Notice 06/20 PPN 06 20 Taking Account of Social Value in the Award of Central Government Contracts (3) (publishing.service.gov.uk)

3. 英国における民間の取り組み

Social Valueの普及を助ける民間組織の登場

Social Value Portal

公共調達へ応札する企業は、社会環境価値関連の取り組みを進めるにあたり、Social Value Portalという民間運営される組織と協力することがあります。後述するFujitsu Services Limitedも同組織の協力を得て、Social Valueの活用方法を検討し導入しました。

Social Value Portalは、前述の2016年に英国政府が公表した文書でも紹介されている、Social Value Actのガイダンスと事例を提供する団体です。

Social Value Portalは提供しているサービスを利用することで得られる価値として、以下の3つを掲げています*6。

- ① 調達者にとっての社会的価値が具体的に何を意味するのかを把握できること
- ② 地域の雇用や慈善寄付など、目標とする社会的価値を入力すると、目標が契約価値指標に合わせて自動的に調整できること
- ③ 独自に制定したフレームワークを用いて契約で提供可能な社会的付加価値の割合を特定し、社会的価値の提案を設定できること

Social Value Portalは、社会的価値を実装する方法について、あらゆる側面でトレーニングを受けられる点と、入札後にどれだけ社会的価値をプロジェクトで発揮できたのかを継続的に確認することに役立てられています。

一企業にとって、入札時だけではなく、運用フェーズおよび納品時の先を見据えると、企業単独では、どれだけ社会価値を創出できたのかを継続して把握・整理するには、煩雑になる懸念があります。Social Value Portalはこれらの懸念に対して、一元的な管理によって有益なサービスを提供しているものと推測します。

評価のためのフレームワーク「National TOMs」

Social Value Portalのような社会価値を支援する各団体は、それぞれ独自に制定したフレームワークを用いて社会価値の評価を行っています。Social Value PortalではLocal Government Association*7の認可を受けて、制定したフレームワークとして「National TOMs (Themes, Outcomes, Measurements)」を作成しています。

このフレームワークでは、組織が追求すべき5つの包括的な戦略テーマ、それらのテーマを追求するための20の具体的な活動方法、そして活動による社会価値達成度を評価するための46の指標を定めています(表2)。

表2：TOMsのテーマと結果の例

テーマ	結果
Jobs 地場技術と 地場雇用の推進	地場雇用の推進
	障害者への機会提供
	地元住民の能力改善
	若年層の雇用可能性改善
Growth 地場産業の 成長と支援	中小企業、チャリティー関連組織への機会提供
	関係者への幸福度改善
	地元コミュニティのダイバーシティを反映したと取り組み
	倫理的購買の推進
Social 健康・安全・ 耐久性の創造	健康的な社会の実現
	災害弱者の自立支援
	コミュニティとの活動促進
Environment 環境保護、改善	気候変動に伴う問題の削減
	公害に伴う問題の削減
	住環境の改善
	持続可能な購買活動の推進
Innovation 社会革新の推進	地元のスキルと雇用創出
	レスポンスビジネスを支援
	健康で安全な耐久性のあるコミュニティを実現
	環境保護、気候非常事態への対応

*6 : Social Value Portal [The complete solution to measure and report social value | Social Value Portal](#)

*7 : 地方自治体の全国的な代弁者であり、地方自治体を支援、促進、改善するために議会と協力している組織

このフレームワークを使うことで、組織は一貫性、協調性、透明性のある方法で、社会的価値を調達、測定、報告できるとしています。

続いて、実際に公共調達に参加する企業として、Fujitsu Services Limited, UK（以下本文Fujitsu Services Limited）の取り組みを紹介します。Fujitsu Services Limitedでは、National TOMsを発展させ、Fujitsu Services Limitedとしての独自フレームワークを整備し進めています。

4. Fujitsu Services Limited, UKでの取り組み

Fujitsu Services Limitedは、早期から社会的価値の取り組みを進め、2015年に発表されたSocial Value Act Reviewにおいても、良好な取り組み事例として、次の点が取り上げられています。

- 調達プロセスにおける環境、社会、人権の価値の向上への貢献
- 英国の中小企業の責任ある事業活動を支援するとともに、Fujitsu Services Limitedとの関係や支援を明記した、中小企業憲章を制定していること
- 具体例としてパートナーであるShelterというボランティア団体を支援するための活動として、71,000ポンド以上集めていること*8

独自のフレームワーク「Fujitsu TOMs」

社会価値への取り組みを進める中で、Fujitsu Services Limitedは、Social Value Portalと関わりを持ち、独自に社会環境価値のフレームワークであるFujitsu TOMsを作成しました。

Fujitsu Services Limitedにおける取り組みの実態、Fujitsu TOMsの作成状況、運用の成果について、同社担当者は本稿のためのインタビューの中で以下のように述べます*9。

「Fujitsu TOMsは、2021年初頭に社内で部門横断的な代表チームを結成し、Social Value Portalの支援を受けて

作成に取り組みました。Fujitsu TOMsに基づいて、早期から社会的価値へ関与することが、活動の充実につながっています。また、Fujitsu TOMsを活用することで、お客様が社会的・環境的・経済的視点から同社の取り組みを適切に評価することが可能となり、公共調達における同社のSocial Valueに係る評価ポイントの獲得に貢献しています。ただし、他社でも取り組みが進む中、他社を上回るSocial Valueに係る評価ポイントを獲得するためには、継続的な革新が求められると分析しています」。

続けて、同担当者より、仮に日本でも同様の仕組みを導入することになった場合、どのような観点に留意すべきかについて、次の提言がありました。

- ① お客様の組織運営方針・戦略の理解
- ② 関連施策の理解と推進する取り組みの適切なマッピング
- ③ 自社の立場・強み・ケイパビリティの理解とそれに基づくユニークな取り組みの提供とサポート
- ④ 取り組みの状況や結果をお客様と検証しフィードバックすることでポジティブなループを進めていくための仕組みづくり
- ⑤ 全国の地方自治体と連携し、地域社会の問題点、課題、ニーズを把握すること

加えて、地域社会を支援する上で認識しておくべき重要なポイントとして、次の3点が示されました。

- ① 地域社会を支援することは特に恵まれない背景を持つ人々にとって、プラスの影響を与えることができる
- ② 地域社会のニーズは時間とともに変化するとともに、他の地域とは異なる可能性がある
- ③ これらの状況を適切に理解した上で、地域との関係を保つことで、確実に地域のニーズに対応し、目に見える変化をもたらす影響力のあるものであり続けることができる

*8 : 2015年1月時点の当時で換算すると、1ポンドあたり184円で換算すると約1310万円となる。

現在のレートだと、1ポンドあたり190円（2024年2月時点）で換算すると約1354万円に上る。伊予銀行-2015年主要外国為替相場推移（仲値）（iyobank.co.jp）

*9 : 2024年2月6日インタビューを実施

5.おわりに

本論文では、英国の背景と実例を通じて社会的価値について概観を整理し、実際の例としてFujitsu Services Limitedの取り組みを紹介しました。英国が公共予算の効率的活用に向けて、企業のケイパビリティを引き出し、社会的、環境的、経済的価値向上に取り組んでいる点を評価します。ただし、そこに至るには一度の政策ではなく、政策の評価と見直し、それに基づく推進施策の実施があります。一連の取り組みを通じて、社会的価値の制度導入の価値を確立化し、公共調達の手組みの中で手組みの定着を図っていったと考えます。

こうした英国の取り組みを踏まえ、日本においても、民間側の社会貢献に関するケイパビリティを引き出すという観点で参考になるところがあるのではないのでしょうか。

確かに、冒頭に言及した通り日本の中央省庁における公共調達では、英国のような具体的な社会貢献価値の取り組みを

直接評価する手組みは、導入されていません。英国では、Crown Commercial Serviceにおいて一元的に調達を管理している一方で、日本では省庁ごとに調達を行っており、日英で組織体制の違いがあります。また、英国でも一度の政策だけでは有効に機能しなかったように、英国の取り組みをそのまま導入することには課題があるでしょう。さらには、社会に定着する手組みを、民間企業や社会価値を支援する各団体を巻き込み検討する必要があります。

しかし例えば、英国では、社会的価値の取り組みが再犯者の雇用斡旋と再犯防止に寄与^{*10}している事例もあります。近年の日本においては、再犯率が悪化している^{*11}という事実に対し、日本も、政府の施策と連動することで、英国のように再犯者の雇用斡旋と再犯防止への取り組みを推進できる可能性があると考えます。

本稿では、限られた情報・事例からの分析を行いました。引き続き、さらなる検討を進めていきたいと考えます。

*10: GOV.UK- [Social Value Act review - February 2015 report Social Value Act Review](#)(publishing.service.gov.uk)

*11: 法務省「令和5年版 犯罪白書 - 非行少年と生育環境 -」

●記載されている製品名などの固有名詞は、各社の商標または登録商標です。
●記載されている肩書きや数値、固有名詞等は2024年6月時点のものです。

お問い合わせ先

富士通株式会社

お電話でのお問い合わせ

0120-933-200 (通話無料)

富士通コンタクトライン (総合窓口)

受付時間 9:00~12:00および13:00~17:30 (土曜・日曜・祝日・当社指定の休業日を除く)

Webでのお問い合わせ

<https://contactline.jp.fujitsu.com/contactform/csque02501/127620/>